

別添

規則等の名称	徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号） ・公共工事標準請負契約約款（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）
趣旨	<p>徳島県暴力団排除条例が制定され、県の事務及び事業における措置として、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるもの」としている（条例第6条）。</p> <p>また、中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款が改正され、同審議会から建設業法第34条第2項の規定に基づき改正事項の実施が勧告されている。</p> <p>今回の改正は、徳島県暴力団排除条例の規定及び中央建設業審議会の勧告に基づき、所要の規則の改正を行うものである。</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約書当事者の呼称を甲及び乙から発注者及び受注者に改める。 ○ 現場代理人の工事現場における常駐義務について、一定の要件のもとに緩和する。 ○ 発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を追加する。 ○ その他所要の改正を行う。
施行日	平成23年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>条例の規定に基づき条例の規定の適用又は準用について必要な技術的な読替えを定める規則等であること（本県がパブリックコメント手続を経て制定した、徳島県暴力団排除条例第6条の規定に基づき、本県の事務及び事業から暴力団を排除するため、所要の規則の改正を行うものである。）、及び規則等において他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であること（中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款が改正され、同審議会の勧告に基づき、所要の規則の改正を行うものである。）。</p>
その他参考事項	